

平成29年第5回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 平成29年11月9日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
13番 工藤 義明	14番 野並 享子
15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

第 1 仮議席の指定

- 第 2 議長の選挙  
諸般の報告
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 副議長の選挙
- 第 7 発議第 5 号 野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例  
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第 8 各常任委員会委員の選任
- 第 9 議会運営委員会委員の選任
- 第 10 議会改革推進特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 11 都市基盤整備特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 12 野洲市民病院整備事業特別委員会の設置及び委員の選任  
諸般の報告  
(各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革推進特別委員会、都市  
基盤整備特別委員会、野洲市民病院整備事業特別委員会の正副委  
員長互選結果の報告)
- 第 13 守山野洲行政事務組合議会議員の選挙
- 第 14 湖南広域行政組合議会議員の選挙
- 第 15 議第 113 号から議第 116 号まで  
(専決処分につき承認を求めることについて(平成 29 年度野洲市  
一般会計補正予算(第 5 号)) 他 3 件)  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 16 議第 117 号  
(野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて)  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 17 常任委員会の閉会中の継続審査
- 第 18 決議第 4 号「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについ  
て」の住民投票の中止を求める決議(案)  
提案理由説明、質疑、討論、採決

## 市長提出議案

- 議第 1 1 3 号 専決処分につき承認を求めることについて（平成 2 9 年度  
野洲市一般会計補正予算（第 5 号））
- 議第 1 1 4 号 専決処分につき承認を求めることについて（平成 2 9 年度  
野洲市一般会計補正予算（第 6 号））
- 議第 1 1 5 号 専決処分につき承認を求めることについて（平成 2 9 年度  
野洲市一般会計補正予算（第 7 号））
- 議第 1 1 6 号 野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるこ  
とについて
- 議第 1 1 7 号 野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつ  
いて

開議 午前 9 時 0 0 分

## 議事の経過

（開会）

○議会事務局長（大藤良昭君）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

議会事務局長の大藤でございます。

本臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定によりまして、年長議員に臨時に議長の職務を行っていただくこととなります。出席議員中、鈴木市朗議員が年長の議員でございますので、鈴木市朗議員が臨時に議長の職務を行われます。

御紹介申し上げます。鈴木議員、どうぞ議長席のほうへ御着席をよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（鈴木市朗君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介を受けました鈴木でございます。

本日招集されました平成 2 9 年第 5 回市議会臨時会に当たり、地方自治法第 1 0 7 条の規定により、私が臨時に議長の職務を行うことになりました。議長選出までの限られた時間ではありますが、議員の皆様の御協力により、無事職務を果たしたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、市長から挨拶がありますので、お願いいたします。

市長。

(「ちょっと休憩とって」の声あり)

○臨時議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

(午前9時02分 休憩)

(午前9時06分 再開)

○臨時議長（鈴木市朗君） 再開いたします。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

シナリオをけさいいただきましたので、失礼いたしました。準備はしてございましたけども、提案説明と一緒にと思っておりましたので。

皆さん、改めておはようございます。

本日、ここに平成29年第5回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

まずは、さきの市議会議員選挙におきまして、めでたく当選されましたことに対しまして、改めて心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

議員の皆様には、市民の代表として市民の期待と負託にお応えをいただき、御活躍されることを御祈念申し上げます。

さて、市の施策の推進状況といたしまして、施政方針に基づき、野洲の元気と安心を伸ばす取り組みを進めております。具体的には、保育園の耐震対策と待機児童対策として進めている公立こども園の整備事業、小中学校の大規模改修、市民病院整備、生活困窮者支援及び特別支援教育・不登校対策の充実、児童虐待対策、高齢者対策、野洲駅周辺都市基盤整備事業、新クリーンセンター余熱利用施設整備、30年以上前からの計画であって滞っていた国道8号バイパス及び湖南幹線などの道路整備事業、長年の課題であった雨水幹線などの治水対策事業、立地適正化計画の策定など、多種多様な取り組みを進めております。

市民病院整備に関しましては、既に野洲市病院事業の設置等に関する条例が制定、施行され、基本設計も完了していますが、実施設計等、その後の一連予算につきましては4度否決されて現在に至っています。また、このことにより市民病院の開院時期をおくらすための条例改正案も提案いたしました。承認されず、現在、事業は異常な状態でストップをしております。

市民病院整備事業は、過去30年余り、旧町時代から多大な財政支援と首長及び議員が

関与してきた民間病院の施設が基準を満たしていないことや、耐震強度不足、老朽化等により立ち行かなくなったことから、市民の命を守り、安全と安心を確保するため、市が責任を持って新たな病院事業を立ち上げるという重要な事業であります。過去6年余り、市民代表、医師会、大学関係者等々の専門家の協力と参画、議会審議を重ね進めてまいりました。病院事業は、これまでからも説明してきておりますとおり、公営企業法に基づく、あるいは独立行政法人による経営を前提としているため、施設及び装備の整備費約100億円が市民の負担になるといったものではありません。

いずれにいたしましても、野洲市病院事業の設置等に関する条例に基づき、引き続き取り組みを進めてまいります。これまでどおり、透明、公平、公正を基本として、市民参画により、元気で安心のまちづくりを進めてまいりますので、議員各位におかれましては、同じ方向を向いて建設的な健全なまちづくりにお取り組みいただくことをお願いいたします。臨時議会開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（鈴木市朗君） 御苦労さん。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、平成29年第5回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

これより日程に入ります。

（日程第1）

○臨時議長（鈴木市朗君） 日程第1、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席はただいま御着席の議席といたします。

暫時休憩いたします。

（午前9時11分 休憩）

（午前9時16分 再開）

○臨時議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第2）

○臨時議長（鈴木市朗君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

- 臨時議長（鈴木市朗君） ただいまの出席議員数は18人であります。  
事務局から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

- 臨時議長（鈴木市朗君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。  
（「なし」の声あり）

- 臨時議長（鈴木市朗君） 配付漏れはないものと認めます。  
それでは、投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

- 臨時議長（鈴木市朗君） 異状なしと認めます。  
念のため申し上げます。  
投票は単記無記名であります。  
投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

- 臨時議長（鈴木市朗君） 投票漏れはございませんか。  
（「なし」の声あり）

- 臨時議長（鈴木市朗君） 投票漏れはないものと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

- 臨時議長（鈴木市朗君） ただいまから開票を行います。  
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第1番、東郷克己議員、2番、山崎敦志議員を指名いたします。  
よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

- 臨時議長（鈴木市朗君） 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数18票  
これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
そのうち  
有効投票 15票

無効投票 3 票

有効投票中

矢野隆行議員 12 票

北村五十鈴議員 3 票

無効が 3 票であります。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、矢野議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました矢野議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました矢野議員より就任の挨拶があります。

第 8 番、矢野議員。

○議長（矢野隆行君） 8 番、矢野隆行でございます。

ただいま多くの議員の皆様から御賛同を、心から御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

職務の重さから、本当に身の引き締まる思いでいっぱいでございます。これから全力で議長の職務を遂行してまいりますので、議員の皆様方の御賛同、御協力をお願い申し上げます。

以上で就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（鈴木市朗君） これで臨時議長の職務は全て終了いたしましたので、御協力大変ありがとうございました。

新議長、交代をお願いいたします。

じゃあ、暫時休憩をいたします。

（午前 9 時 28 分 休憩）

（午前 9 時 45 分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き、これより本会議を再開いたします。

日程に入る前に先立ちまして、諸般の報告を行います。

本臨時議会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しております文書のとおりでございます。

（日程第 3）

○議長（矢野隆行君） 日程第 3、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、本職において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の仮議席を本議席に指定いたします。

(日程第4)

○議長(矢野隆行君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第1番、東郷克己議員、第2番山崎敦志議員を指名いたします。

(日程第5)

○議長(矢野隆行君) 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時議会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前9時46分 休憩)

(午前9時50分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第6)

○議長(矢野隆行君) 日程第6、これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(矢野隆行君) ただいまの出席議員数は18名であります。

事務局から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(矢野隆行君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)



○議長（矢野隆行君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票を願います。

投票につきましては、先ほどと同様の手順で行います。

ただいまから投票を行います。

（職員点呼、投票）

○議長（矢野隆行君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（矢野隆行君） ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に第3番、長谷川崇朗議員、第4番、橋俊明議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（矢野隆行君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 12 票

無効投票 6 票

有効投票中

岩井智恵子議員 12 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、岩井智恵子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岩井智恵子議員が議場におられますので、会議規則第

33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました岩井智恵子議員より就任の挨拶があります。

第6番、岩井智恵子議員。

○副議長（岩井智恵子君） 皆様、改めてありがとうございます。

私も、先ほども申しておりますように、まだまだ、人生経験はございますが、議員としてのこういった積み重ねが浅うございます。一生懸命、もうただ一生懸命やるのみ、そして議長をしっかりとお支えしながら、私も一生懸命勉強してまいりたいと思います。皆様、そして行政の皆様もどうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。頑張ってまいりますので、今後とも末永くよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） それでは、暫時休憩いたします。

（午前10時01分 休憩）

（午前10時05分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第7）

○議長（矢野隆行君） 日程第7、発議第5号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、発議第5号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例が平成29年10月22日執行の市議会議員一般選挙から施行されたことにより、今期より議員定数が20人から18人と、2人減少したことから、今回、本条例の改正により常任委員会の委員定数を見直すものです。

総務常任委員会と文教福祉常任委員会では、現行の7人を6人とします。このことにより、環境経済建設常任委員会を含め、3常任委員会の委員定数が各6人となり、総数として18人になります。

また、予算常任委員会では現行の議長を省く19人を17人とするものです。

また、今回の条例の一部を改正する改正に当たり、あわせて一部語句の修正をするものです。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております発議第5号について質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、発議第5号につきまして、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております発議第5号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

（日程第8）

○議長（矢野隆行君） 日程第8、各常任委員会の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、まず総務常任委員会委員に、第2番、山崎敦志議員、第4番、橋俊明議員、第9番、田中陽介議員、第11番、山本剛議員、第14番、野並享子議員、第18番、立入三千男議員、以上6名を。

次に、文教福祉常任委員会委員に、第1番、東郷克己議員、第3番、長谷川崇朗議員、第7番、津村俊二議員、第10番、稲垣誠亮議員、第15番、東郷正明議員、第16番、北村五十鈴議員、以上6名を。

次に、環境経済建設常任委員会委員に、第5番、坂口重良議員、第6番、岩井智恵子議員、第8番、矢野隆行議員、第12番、鈴木市朗議員、第13番、工藤義明議員、第17番、荒川泰宏議員、以上6名を。

次に、予算常任委員会委員に、本職を除く17名の議員をそれぞれ指名いたしたいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました皆  
様をそれぞれの常任委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第9)

○議長(矢野隆行君) 日程第9、議会運営委員会の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、第  
2番、山崎敦志議員、第4番、橋俊明議員、第7番、津村俊二議員、第9番、田中陽介議  
員、第12番、鈴木市朗議員、第14番、野並享子議員、第16番、北村五十鈴議員、以  
上7名を指名いたしたいと思  
います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました皆  
様を議会運営委員会の委員に選任することに決しました。

(日程第10)

○議長(矢野隆行君) 日程第10、議会改革推進特別委員会の設置及び委員の選任を議  
題といたします。

お諮りいたします。

野洲市議会の議会改革等に関する調査研究を行うため、委員会条例第6条の規定により、

9人の委員をもって構成する議会改革推進特別委員会を設置し、付議事件を終了するまで、閉会中も継続して審査等を行うものとしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、野洲市議会議会改革等に関する調査研究を行うため、9人の委員をもって構成し、付議事件を終了するまで、閉会中も継続して審査等を行うものと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会改革推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、第1番、東郷克己議員、第3番、長谷川崇朗議員、第4番、橋俊明議員、第5番、坂口重良議員、第6番、岩井智恵子議員、第9番、田中陽介議員、第13番、工藤義明議員、第14番、野並享子議員、第15番、東郷正明議員、以上9名を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました皆様を議会改革推進特別委員会委員に選任することに決しました。

(日程第11)

○議長(矢野隆行君) 日程第11、都市基盤整備特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

野洲市都市基盤整備に関する調査研究等を行うため、委員会条例第6条の規定により、本職を除く17名の委員をもって構成する都市基盤整備特別委員会を設置し、付議事件を終了するまで、閉会中も継続して審査等を行うものとしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、野洲市都市基盤整備に関する調査研究等を行うため、本職を除く17人の委員をもって構成し、付議事件が終了するまで、閉会中も継続して審査等を行うものと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました都市基盤整備特別委員会の委員の選任については、委員会条例

第8条第1項の規定により、本職を除く17人の議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました本職を除く17人の議員を都市基盤整備特別委員会の委員に選任することに決しました。

(日程第12)

○議長(矢野隆行君) 日程第12、野洲市民病院整備事業特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

野洲市民病院整備事業に関する計画及び事業の進捗状況の確認を行うため、委員会条例第6条の規定により、本職を除く17人の委員をもって構成する野洲市民病院整備事業特別委員会を設置し、付議事件を終了するまで、閉会中も継続して審査等を行うものとしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 異議なしと認めます。よって、野洲市民病院整備事業に関する計画及び事業の進捗状況の確認を行うため、本職を除く17人の委員をもって構成し、付議事件を終了するまで、閉会中も継続して審査等を行うものと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました野洲市民病院整備事業特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、本職を除く17人の議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました本職を除く17人の議員を野洲市民病院整備事業特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時21分 休憩)

(午後 1時01分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革推進特別委員会、都市基盤整備特別委員会、野洲市民病院整備事業特別委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、

本職より報告をいたします。

総務常任委員会の委員長に、14番、野並享子議員、副委員長に、第9番、田中陽介議員。次に、文教福祉常任委員会の委員長に、16番、北村五十鈴議員、副委員長に、15番、東郷正明議員。次に、環境経済建設常任委員会の委員長に、第17番、荒川泰宏議員、副委員長に、第13番、工藤義明議員。次に、予算常任委員会の委員長に、第14番、野並享子議員、第5番、坂口重良議員になっております。次に、議会運営委員会の委員長に、第9番、田中陽介議員、副委員長に、第7番、津村俊二議員。次に、議会改革推進特別委員会の委員長に、第14番、野並享子議員、副委員長に、第9番、田中陽介議員。次に、都市基盤整備特別委員会の委員長に、第4番、橋俊明議員、副委員長に、第15番、東郷正明議員。次に、野洲市民病院整備事業特別委員会の委員長に、第12番、鈴木市朗議員、副委員長に、1番、東郷克己議員。

以上のおり互選されましたので報告いたします。

ここで申し述べておきますけれども、本職はさきに環境経済建設常任委員会となりましたが、議長は議会全体の統制者で、議事の整理を行う職務から、常任委員となることは適当でないと判断いたしました。よって、本職は環境経済建設常任委員会において委員を辞退する旨を表明し、辞退することについて承認いただきたいので、御報告いたします。これに御異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、本職は環境経済建設常任委員会の委員を辞退することに決しました。

(日程第13)

○議長(矢野隆行君) 日程第13、守山野洲行政事務組合議会議員の選挙を行います。議員定数は3人であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、本職において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

守山野洲行政事務組合議会議員には、第1番、東郷克己議員、第7番、津村俊二議員、第15番、東郷正明議員、以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました3人の議員を守山野洲行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、第1番、東郷克己議員、第7番、津村俊二議員、第15番、東郷正明議員が当選されました。

ただいま守山野洲行政事務組合議会議員に当選されました東郷克己議員、津村俊二議員、東郷正明議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(日程第14)

○議長(矢野隆行君) 日程第14、湖南広域行政組合議会議員の選挙を行います。

議員定数は4人でございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、本職において指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)



○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

湖南広域行政組合議会議員には、第2番、山崎敦志議員、第4番、橋俊明議員、第10番、稲垣誠亮議員、第18番、立入三千男議員、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました4人の議員を湖南広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、第2番、山崎敦志議員、第4番、橋俊明議員、第10番、稲垣誠亮議員、第18番、立入三千男議員が当選されました。

ただいま湖南広域行政組合議会議員に当選されました山崎敦志議員、橋俊明議員、稲垣誠亮議員、立入三千男議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

（午後1時09分 休憩）

（午後1時20分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第15）

○議長（矢野隆行君） 日程第15、議第113号から議第116号まで、専決処分につき承認を求めることについて、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第5号）、ほか3件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

大藤局長。

○議会事務局長（大藤良昭君） それでは、朗読いたします。

議第113号専決処分につき承認を求めることについて、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第5号）、ほか専決処分2件でございます。

議第116号野洲市教育委員会委員の任命につき、議会の同意を求めることについて。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由説明を求めます。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、今議会に提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

本臨時議会に提案いたします議案といたしまして、野洲市一般会計補正予算の専決処分3件、人事案件2件の合計5件につきまして御審議をお願いするものですので、よろしくお願い申し上げます。

まずは、日程第15の分の5件の議案につき順次説明を申し上げます。

議第113号、専決処分につき承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成29年度野洲市一般会計補正予算（第5号）につきましては、1,594万7,000円を追加したものです。

補正の内容としまして、歳出では、去る第4回定例会で野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議が可決成立し、野洲市住民投票条例第4条第3項に基づき、議長から住民投票の実施の請求があったため、同条第6項に基づき、住民投票を実施するための経費を追加するとともに、歳入では、収支の財源調整として繰越金を増額するものです。

次に、議第114号専決処分につき承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成29年度野洲市一般会計補正予算（第6号）につきましては、2,612万5,000円を追加したものです。

補正の内容につきましては、歳出では、衆議院の解散に伴い、去る10月22日に執行しました第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を追加するとともに、歳入では、県支出金として衆議院議員選挙費委託金を追加するものです。

次に、議第115号専決処分につき承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成29年度野洲市一般会計補正予算（第7号）につきましては、47万9,000円を追加したものです。

補正の内容につきましては、歳出では、農用地区域からの除外を求めた要請却下処分取消請求事件に係る訴訟代理人となる弁護士の手数料等、裁判に要する経費を追加するとともに、歳入では、収支の財源調整として繰越金を増額するものです。

議第116号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

現教育委員会委員であります澤田正史さんは、平成25年11月に野洲市教育委員会委

員に就任され、通算４年にわたり野洲市の教育行政の振興のため御尽力をいただきましたが、本年１１月１７日の任期満了をもって教育委員会委員を退任されることとなります。つきましては、新たに教育委員会委員として立入利晴さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものがあります。

立入さんは、昭和５８年４月、滋賀医科大学附属病院小児科勤務、その後、彦根中央病院小児科勤務、平成５年４月から平成８年５月まで野洲病院に勤務され、平成８年６月から小児科医院を野洲市内で開業され、野洲市の子供の医療の中心的存在として活躍いただいております。また、野洲市１歳半、３歳半健診医、北野保育園医、野洲小学校校医に就任いただいております。これまでの小児科医療に関する豊富な知識と経験をさらに発揮いただけるものと確信しており、温厚篤実かつ人格が高潔な方で、教育行政に関し深い識見をお持ちでありますので、教育委員会委員として適任であると考えます。

なお、教育委員会委員の任期は、平成２９年１１月１８日から平成３３年１１月１７日までの４年間です。

以上、御審議、御採決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長、訂正。

○市長（山仲善彰君） 先ほど失礼いたしました。ちょっと数の間違いを犯しました。日程１５は５件と申しあげましたけど、４件でございますので、訂正させていただきます。

○議長（矢野隆行君） これよりただいま議題となっております議第１１３号から議第１１６号までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後１時２７分 休憩）

（午後１時３６分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第１６番、北村五十鈴議員。

○１６番（北村五十鈴君） １６番、北村五十鈴です。

議第１１５号専決処分につき承認を求めることについて、質疑を行います。

最初に、今回の議案は裁判の関係から相手方や場所等はまだ公開できないという性質は

十分理解した上で、先日の全協でも数少ない報告、情報の中での質疑になりますので、質疑内容もお聞きの市民の皆様にはわかりにくい質疑にならないよう、あえて要請されておられる市民個人か団体、また法人かを仮にAさんとお呼びし、事柄を事件と呼ばせていただきます。

先ほども述べました歳出の計上理由は、行政却下処分取消請求事件とあるだけで、たしか詳しくお聞きしても、農地の転用に関してAさんは市に要請をした何らかの回答に納得がいかず、市に取り消しを求めた請求を裁判とされ、その裁判の弁護士費用に係る専決補正予算だと受けとめました。

そこで、この裁判の内容について、どちらの主張が正しいのかは裁判所、法に委ねるとして、お聞きしたいのは、裁判にまでもつれ込んだ市の取り扱い及び状況を幾つか政策調整部長にお聞きいたします。

1、最初に、この事件、農地転用の要請が市にあったのはいつのことですか。

2、私ほどの少ない知識でも、農地転用と聞くと、田んぼを買ったけれど、その土地は農地、すなわち農業に使うことしかできず、何とか違うことに使えないか、そのためにはどうしたらいいのかという御相談であったと推測できます。農地転用とは、どういう事例を言うのでしょうか。

3、市はAさんにどう対応されたのでしょうか。また、Aさんのような事例は過去にもあったのでしょうか。

4、以後、事件に至るまでのAさんに対する対応を、話せる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○議長（矢野隆行君） 寺田政策調整部長、お願いします。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、ただいまの議第115号専決処分につき承認を求めることについての北村議員からの質疑にお答えをしたいと思います。

ちょっと申しわけございません、風邪を引いておりまして、聞き取りにくかったら申しわけございません。

先般の全員協議会のほうでも議案の説明をさせていただきました。詳細を述べるに至るには至らないということで、それが今回の第1回の口頭弁論が控えておりますので、一切の詳細な事由は述べないでくださいと。これ、当初は訴状が届いた段階で公表をしようかということをして市長も相談をさせていただきました。それを弁護士に相談をさせていただいたところ、口頭弁論前ですんで一切の詳細は控えてほしいということで、述べさせていた

だけの裁判の概要というのが、先般御説明をさせていただいた農業振興地域農用地区域内の農地について、原告が農用地区域からの除外を求めて市へ提出された農用地区域除外要請書を市が法的な要件が満たされていない等から原告に返却した行為、それに対して取り消しを求めて市を相手取り裁判を提起されたという内容のものでございますので、これ以上のお答えは差し控えをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、違う観点で少しだけ伺いたします。

今回のような同じ事例での違法建築や違法開発は過去認められてはいないのでしょうか。

また、事件の内容よりも裁判に持ち込むほどのAさんの怒りは丁寧な対話や対応でとどまることは無理だったのでしょうか。専決で47万9,000円という税金が使われていますが、金額の大小ではなく、今回の税金の使い道について正しいかお聞きしたかっただけのことであります。裁判以外の選択肢は考えられなかったのか、取り扱いに不備はなかったのか、その点はお伺いできますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 寺田政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） あくまでも相手さんのほうが裁判をとということで訴状が届きました。それに対して市のほうの対応といたしましては、顧問弁護士に相談をして裁判のほうに臨まなければならない。ですから、それに要する費用を計上させていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） きっとAさんは、御家族のためか社員のためか、またはこの野洲市で新しく起業をするためか、そのどれであったとしても、チャレンジする市民を守り、応援することがこの町のスタンスであると聞いています。どうか和解を含めて納得いくまでの対話の解決を望みますが、最後に今後の見解をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 寺田政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 先ほども申し上げましたように、裁判になりますので、訴状が届きましたので、それに適切に対応するための予算を専決させていただいたということでございますので、それ以上のお答えはできかねます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第113号から議第116号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、議第113号から議第116号までについては委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第113号から議第116号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第113号専決処分につき承認を求めることについて（平成29年度野洲市一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） 御着席をお願いします。

起立全員であります。よって、議第113号は原案のとおり承認されました。

次に、議第114号専決処分につき承認を求めることについて（平成29年度野洲市一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第114号は原案のとおり承認されました。

次に、議第115号専決処分につき承認を求めることについて（平成29年度野洲市一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することについて賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第115号は原案のとおり承認されました。

次に、議第116号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり可決することについて賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第116号は原案のとおり同意することに決しました。

（日程第16）

○議長（矢野隆行君） 日程第16、議第117号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥対象となりますので、第11番、山本剛議員の退場を求めます。

（11番 山本 剛君 退席）

○議長（矢野隆行君） それでは、市長の提案理由の説明を求めます。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 議第117号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

議会選出の監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議員の中から議会の同意を得て選任することとなっており、新たに議会選出監査委員として山本剛さんを選任いたしたいと存じます。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案の説明といたします。

○議長（矢野隆行君） これより議第117号に対する質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第117号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、議第117号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第117号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 討論がないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第117号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第117号は原案のとおり同意することに決しました。山本剛議員の入場を許可いたします。

(11番 山本 剛君 着席)

(日程第17)

○議長(矢野隆行君) 日程第17、常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務常任委員会、文教福祉常任委員会、環境経済建設常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から配付済みの所管事件について、各常任委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査及び調査に付したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

(「議長、動議を提出いたします」の声あり)

○議長(矢野隆行君) どうぞ。

○4番(橋 俊明君) 第4番、橋俊明でございます。

「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議(案)を動議として提出します。



以上です。

○議長（矢野隆行君） ただいま動議について賛成者の確認をいたします。

賛成者ありますか。

（「賛成」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 所定の賛成者がありますので、会議規則第16条の規定に基づき、ただいまの動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後1時54分 休憩）

（午後1時54分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私の手元に橋俊明議員ほか9人から決議第4号「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）が提出されました。本案は緊急事件と認め、この際、日程に追加し、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、決議第4号は、

暫時休憩いたします。

（午後1時55分 休憩）

（午後1時55分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

よって、決議第4号は緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案はお手元に配付いたしましたので、御確認願います。

日程第18、決議第4号「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）。

野洲市の地域医療を担い、市民の命と健康を守る中核的病院はどうしても必要でありま

す。この6年間、市民、市議会、行政一体で検討し、進められてきたものが市民病院整備計画であります。このことは、昨年10月の野洲市長選挙でも新病院の建設を公約に掲げた山仲善彰市長が当選されたことで市民の民意が示されました。さらに、本年10月22日投票の野洲市議会議員選挙でも新病院の建設の是非が問われ、結果は新病院の建設を求める候補が多数当選し、改めて市民の意思が示されたものであります。

平成29年9月20日の野洲市議会定例会で、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについての是非を問う住民投票実施の請求に関する議員発議が可決されました。しかし、この発議提案に係る背景は、これまでの市民、市議会、行政の市民病院の整備に係る議論を否定し、それにかわる建設的な意見も示し得ないままの提案でありました。発議の市議会審議でも、市議会議員選挙の直前でもあり、住民投票実施については改選後の市議会に委ねるべきとの意見がありながら決定されたものであります。

以上の結果から、市長選挙及び市議会議員選挙の結果を踏まえ、市民の意思は示されたものであり、この段階において、あえて住民投票を実施する必要はありません。加えて、住民投票実施には約1,600万円の費用が必要であり、貴重な税金は地域の福祉の向上に回すべきであると考えています。よって、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについての是非を問う住民投票は中止することを求めます。

以上、決議といたします。

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（矢野隆行君） これよりただいま議題となっております決議第4号について質疑を行います。

御質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時59分 休憩）

（午後2時26分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決議案、意見書等々でございますので、ここで執行部は退席願います。

（執行部 退席）

○議長（矢野隆行君） 質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

1番、9番の田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）について質疑をいたします。

このたびは、住民の政治参加の最たるものである住民投票、それにおいて反対する決議が出されるということに驚きと疑問を感じております。決議というのは、議会の総意をあらわすものでして、非常に重たいものと感じております。提出議員の方々には、議会運営委員会の際にははっきりとお答えいただけなかったことや、その点疑問を感じたことをお伺いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、決議案の提出者であります橋議員に御質問いたします。

1つ目、選挙は多様な条件からこれからの市政を担う人を選ぶものであります。そして、住民投票はその地域に住む市民が重要かつ是非が均衡している難しい案件に対して直接意思を表明する事を選ぶものであります。僕はそのように認識しております。このことを同じような理解として反対する決議案を出されておられるのか、まず同じような認識として理解しておられるのか、理解しておられないのかということをお伺いします。

2つ目、選挙時の得票数から計算しますと、賛成を表明した候補の票が約1万1,000、反対を表明した候補の票が約8,500、そして表明されなかった候補の票が約5,000。そして、投票率から見ましても、1万5,000余りの方がこの選挙に参加されておりません。この数値から見ても、住民投票を中止にする決議を出すほどの市民の意思、民意がはっきりと示されているとは思えませんが、このデータに対する認識はいかがでしょうか。また、どのように思われるのか、お伺いします。

そして3つ目、先日の京都新聞さんの取材に対して、橋さんのお言葉として、住民投票まで期間がなく、中止は市民との間に溝ができる。市議選中に計画賛成を訴えてきた立場として意見を主張する必要があるとの記載がありますが、中止になると市民の間に溝ができる、私の文脈からは市民と議会との間に溝ができるとおっしゃっているように思うのですが、市民と何との間に溝ができるとおっしゃっているのか。そして、溝ができてよいとお考えなのか、お伺いします。

次に、山崎議員、東郷克己議員、そして山本議員にお伺いします。

山崎議員、東郷議員は、新聞や広報において、選挙の際に明確にこの病院整備計画について是非を表明されなかったと認識しておりますが、どのような理由でお二方がこの選挙で民意が示されたとする決議案に賛成者として署名されたのか、お聞かせください。

また、山本議員は広報にはっきりと全員参加のまちづくりと書いておられます。この全

員参加の住民投票の中止にどうしてこの賛成に署名しておられるのか、そのところをお伺いします。

そして最後に、野並議員にお伺いします。

私は、共産党さんは常に弱者の味方、少数意見をしっかり汲み上げて国政、市政においても、その立場を重視しておられると認識しています。住民投票は、市議とか国政で選挙権のない外国人の市民の方々、野洲にはおよそ300世帯の投票権もあります。その方々はもちろん暮らしの中で病院や駅前を利用される市民の方々です。この決議案はそうした外国人の方々への市政への参加の重要な、貴重な機会を奪うことになりかねないと私は思いますが、そのことについて御意見をお伺いいたします。

以上、初めの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（矢野隆行君） それでは、橋議員、並びに山崎議員、東郷議員、山本議員につきましては、賛同者でございますので、答えられるんでしたらおっしゃってもらったらいいですし、あと野並議員のほう、また回答をお願いいたします。提出者となっておりますので、順次お願いいたします。

まず、橋議員どうぞ。

○4番（橋 俊明君） それでは、田中議員の質問にお答えをさせていただきます。

1つ目は、住民投票の件でございますけども、今回のことに関しましては理解をしているものでございます。

2つ目、数字のことも触れておりますけども、ちょっと私どもの数字が違います。これは選挙の結果を踏まえまして、建設賛成派は全部で1万5,028、62.14%。1万5,028という数字をはじき出しております。これは、そうですね。この62.14%という数字をもとに、我々はこの数字をもとに市民の負託は、理解は得られたものと、民意は示されたものというふうに判断をいたしております。

3つ目でございますけども、市民と何の溝ができているのか。やっぱり一番大きな問題は市政への信頼だと思っておりますね。今までの議会の流れで、恐らく市民の方は市政に対する信用がなくなっていると思っておりますけども、そういったことを何とか改革していきたいという思いで、我々はこれから議会のほうに立候補させていただきました。そういったことを、溝をさらに深めるんじゃないしに、この溝を少しでも埋めていきたい、そういった思いで今回立候補させていただいて、そういったものを選挙期間中に訴えてまいりました。そういったことをきちっと伝えたいという形で、今回このような決議案という形で出したも

のでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 山崎議員、東郷克己議員、山本議員は、賛同者でございますけれども、もし答えられる意見があれば、よろしいですか。

（「全員指名しとるんや」の声あり）

○議長（矢野隆行君） いや、それは賛成者ですんで、それは答えなくてもいいと思います。

いいですか。答えられますか。

じゃあ、山崎議員、どうぞ。

○2番（山崎敦志君） 山崎です。

田中議員の質問ですけれど、賛同者として署名させていただきました。私は、安心・安全なまちづくりということで、広報にはそのような1つの問題を掲げるんじゃなくて、全体的な問題、大きな問題、今後の問題を掲げて出させていただきました。ただ、選挙期間中、講演会活動並びにその間は、全てアンケートと同じ賛成という立場をとらせていただいて、具体的な私がそれを推進したいという理由は、私の有権者には伝えました。そういう意味で賛同しました。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員、どうぞ。

○1番（東郷克己君） 田中議員の質問にお答えいたします。

私は、昨年市長選と同時に行われました補欠選挙に立候補いたしました。その経緯から、市長選の結果には非常に大きな関心を持って見つめておりました。したがって、私のその民意が示されたという部分につきましては、大きな部分を市長選挙の結果示されているというふうに認識いたしておりますので賛成をいたしました。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。はい、どうぞ。

○11番（山本 剛君） 11番、山本剛です。

田中議員の御質問ですけれども、全員参加のまちづくりというふうには書いているんですけども、私が言っている全員というのは、子供たちも含めております。そういったことからして、全員参加の意味が私はもう少し、私の言っている全員参加というのはもう少し間口が広いということでございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 田中議員の質問に対してお答えをいたします。

住民投票というのは、非常に重たい投票だというふうに思います。この住民投票について、6月に市長が予算の提案をいたしました。私は住民投票は、あのときやったら8月27日に投票をするということを市長がおっしゃっていましたので、やればいいなというふうに思っておりました。住民の皆さんに意見を聞くというふうなことに對して、やったらいいんじゃないかというふうに思っておりました。しかし、そのときに市長に対して附帯決議を、そこで予算に対して附帯決議をつけられて、結果によっては市長をやめよという、平たく言えばそういうふうな内容であったと思います。

ということで、ここは、そしたら私、逆にお伺いしますけども、この時点で市民参加の機会を奪ったんですよ、あの附帯決議で。この住民投票に足かせをかけた。あのまま附帯決議がなければ、あのときに市民の皆さんの意思を表明することができたんです。そういう中において附帯決議をつけられて、市長はそれやったらもうやめやと言うて、やめられたんです。本当に住民投票が必要やというふうに思っておられるんだったら、7月にでも臨時議会を求め、そして9月ぐらいには市民の皆さんの意見を聞くという、そういうことをすべきだったと思うんですよ。あの附帯決議をつけて、住民の皆さんの、市民の市政への参加ということを奪った人たちが、あそこでもう一遍みずからやるべき課題やったと私は思っております。

しかし、議会の直前、9月議会に出して、もうそんなにとてもじゃないけども、あの市長でも2カ月は必要やというて言っておられたんです。だから、そんな9月議会に、10月22日投票ということがわかっているのに、選管にそれまでにやれというふうなことを言ったりとかというふうな形で市議選までに行うような、そんなことをおっしゃったんですよ。だから、9月20日の採決されるときに私は反対討論いたしました。市議会の改選が目の前にある。次期の議員に委ねるべきやと。今やれば、とてもじゃないけども市議選前に投票することはできない。市議選以後しかそういうことができないんだから、それならば2つの議会にまたがってのこの住民投票を継続せんならんのでね。そういうことをするんじゃないくて、次回の議会に委ねるべきだというふうに私は反対討論をいたしました。

今回、新しい議会になりました。ということで、前回の議会でそういうふうな形で市民の皆さんの貴重な機会を奪うようなことを行い、そして最後の土壇場に提案をしというこ

とに対して、新しい議会としてはあの決議、あの住民投票そのものを中止をするという1つの意思表示、それを私はせんならんというふうに思っております。しかも、市民の皆さんからは、もう市議会の選挙で賛成派の議員が多数になったんやから、この約1,600万円の税金というのは無駄な税金の使い方やないかというふうな声もたくさん伺っております。そういうふうな中で、この決議を出させていただきました。

しかし、もう既に選管に全ての事項がもう行っておりますのでね、今さら中止をするとかというふうなことは、それはもう法的には難しい問題だというふうに思います。けども、やはりこの新しい議会として、市民の皆さんから出されている問題に対して議会としての態度を表明しなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 御回答ありがとうございます。

御回答を受けまして、追加で質問させていただきます。

まず、橋議員、1つ目、選挙と住民投票の人と事との違いは理解しておられるということでしたのでお伺いします。

では、市政を担う人を選ぶ際に、市民は駅前病院のことだけを選ぶのでしょうか。先ほど山崎さんもそうじゃないとおっしゃられました。今の計画に賛成しておられる候補が公的な文書である広報に駅前に病院、その駅前という言葉はどなたも一言も書いておられません。そして、今回の住民投票の議題というのは、まさに駅前にというところが焦点になっているわけでありまして。その点において、橋議員でさえも市民病院の整備、急速な整備とか、そういう表現しかされていません。

そして、これは2つ目のことにもつながるんですけども、その中で投票をされたものなわけでありまして。つまり、全然駅前というポイントは公にされていないままに選挙が行われているという、そこの認識がちょっとないんじゃないかなというところで、例えば数字があったとしても、それが選挙で選ばれたというところを強調するのであれば、この選挙で通った後の市議会議員の立場でものを考えるんじゃなくて、選挙の際に、人が選ぶときにどのようなことを表明されていたか、そこを数字として、数値として理解する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

そして、3点目の市政の信頼を改革していくことがやっぱりこれから大事だと。それは僕もとても共感できます。ただ、その文脈でいくと、溝ができるようなことを今出してら

っしゃるといのが事実だとみずから言うておられるので、それであれば私は出さないほうがよいのではないですかということをお尋ねしたいです。

次に、東郷さんは市長選挙の結果と申されましたが、市長選挙でも市長が約1万500、栢木さんが9,000、不参加の市民が2万。これは投票率約50%なんですけれども、そもそも選挙とかってこんなもんだらうというみんなの既成概念があると思うんですけれども、要は半分の人しか表明していないわけですよね。だから、この住民投票は本当はもう70%とか80%いくぐらい、本当にみんなで協力して、みんなも市民の意思を本当に汲み上げていく、そういうことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

そして、山本さん、もっと広い全員参加ということなんです、それは具体的にどういうことをあらわしていらっしゃるのか。今の投票制度の年齢をもっと下げていくことなのか、それとももっといろんな人が参加できるようにみずから議会含め何か活動をとっていかれるおつもりなのか、ちょっと具体的に余りよくわからなかったのでお答えください。

そして、野並さん、8月ならよかったという話ですが、私はそのとき議員ではございませんので、そこは答えようがございません。私は市民として見ていて、住民投票をやればいいのになというふうに思っておりました。そこは同じ意見でございます。ですが、結果、今はもうやるという状況に入っております。この際、住民投票に対して、やはり反対、賛成になるにせよ、前向きに進んでいける。これが決まれば、今まで反対と言っていた方も前向きになっていけるかもしれない。そういうような議論の方法をしていったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

そして、最後に今回住民投票に対して反対決議を10名の方が出されているわけなんですけれども、これはもっと大きな条例にある権利としての住民投票、そして賛成、反対、どちらになろうともその決議を尊重していくということが明記されております。今反対されている議員の方は、住民投票に反対はしていますけれども、実際行われる住民投票の結果に対して尊重していくという意思がお持ちなのかどうなのか、それをできれば署名されている全員にお伺いしたいと思います。

以上です。

済みません、野並さんは、あと外国人の少数派のことに全く触れられておりませんでしたので、そこら辺ちょっともう一回聞かせてもらえたらと思います。

○議長（矢野隆行君） それでは、初めに橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、田中議員の再質問にお答えをさせていただきます。



まさしく駅前がポイントである、それをどのように訴えていたのかというのがちょっと見えてこないのではないかという御質問でございましたが、個人演説会等で私は何とか駅前という形は申し上げておりました。ただ、選挙公約となると、いろんな問題もございましたんで、後援会で協議してあのような形になったものでございます。

もう一つ、さらに溝ができるのではないかな。今回中止を求める決議をさせていただきました。この決議は、御存じのとおり、先ほど野並さんもおっしゃいました、もう既に手続は始まっております。11月1日の広報にも出されておりました。また、きょうも本日の自治会への回覧でも、もう具体的な内容が回覧として配付をされておりました。そうやって市民の間はかなり深まっておりますので、我々も法的にとめることはさらに市民の間で混乱を起こすのではないかということで、これ以上市政への信頼を失わせないために、我々は宣言的な決議にとどめた、協議をして、いろんな手法もあったんですけども、また取り下げをするような条例を制定することによって溝がさらに深まるということもありましたので、あくまでも宣言的な決議にとどめさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員、よろしくお願ひします。

○1番（東郷克己君） 御質問にお答えいたします。

投票率の件を問われていらっしゃいますが、選挙制度の上で投票率が低いからその投票で示された民意が云々ということになれば、全ての、先般私たちの選挙と同じく、同日で行われた衆院選の選挙、国会議員の方々の当落云々という話にもなりかねないと考えております。そこはやはり投票された方々の中での数を問うべきであると考えますので、これで民意が示されていると私自身は考えております。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 11番、山本です。

田中議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの説明がわかりづらかったというようなことなんですけれども、先ほども言いましたように、私が言っている全員参加というのは、今回の住民投票、例えばこの住民投票に限って言いますと、子供たちは投票できませんよね。できませんよね。例えばそういったもっと若い層も含めての全員参加ということですので、そのあたりは御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 先ほどの再質問にお答えをいたします。

外国人のことが言われなかったと言われましたが、私、先ほど8月の時点で市民参加の機会を奪ったということに、全てそこに入っております。この住民投票というのは、外国人も含めて住民投票ができるという本当に画期的な住民投票なんです。あの当時、まだ選挙権が二十歳からというときに、この住民投票は18歳からということで、しかも外国人も含めてという本当に画期的な住民投票を、この前議会の人たちで決めてきました。そういう意味において、そういう人たちの市民参加の機会を奪ったというのが、あの6月議会での枠をはめてしまったという附帯決議です。本当に私は、だからあれはけしからんなどというふうに思っております。

この決議、法的な根拠は全くありません。これを決議したからといって住民投票がとめられるというふうな、そういうふうな拘束力は何も持っておりません。しかしながら、多くの方々があの市議会議員選挙の後、もう議会では賛成派が多数になったんやから、もう病院建設は進んでいくのではないかと。そういう意味において、住民投票の約1,600万円、そんだけのお金をかけるんやったら、もうここの歩道を直してよとか、あそこの溝を直してよとか、あの道をとかというて、もうあっちからこっちから本当に住民の福祉向上のために1,600万の予算を使ってほしいという声をたくさんお伺いしています。皆さんも聞いておられるのではないのでしょうか、この声は。何も病院賛成した者だけに言われているのではなくて、多分市民の皆さんからそういう声が上がっていたと思います。そういう意味において、やはりこの新しい議会でその市民の負託に応じて私たち議員は前に進まなくてはならないと思いますので、1つのけじめとしてこの決議を出させていただきました。当然この決議、可決されても効力は持ちませんので、住民投票はもう進んでおりますから。ですから、前向きに住民投票、市民の皆さんと御一緒に私は頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員から、ほかに補足説明がある賛成者、また提出者、御意見があれば伺いたいと思いますけど、誰かおられますか。よろしいか。

じゃあ、工藤議員、どうぞ。お願いします。

○13番（工藤義明君） 先ほどの田中議員の質問の中にありましたように、その質問は賛成している、反対している関係なしで、もちろん住民投票をやる限りは誰もが尊重すべ

き問題だというふうにお答えさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員、再々質問ができますけど、いきますか。

○9番（田中陽介君） ほかの議員さんにも。

○議長（矢野隆行君） ほかは言ってないということですが。

○9番（田中陽介君） いや、反対の署名した全員に対して、まあ尊重するとか、それだけでもいいですけど

○議長（矢野隆行君） ほか、議員答えますか。

じゃあ、鈴木議員、どうぞ。

○12番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。

田中議員の質問に対してお答えになるかならんかわかりませんが、私が選挙期間中に街頭演説等で皆さんにお伝えしたことをちょっとお話しさせていただきます。よろしいでしょうか。それでよろしいですか。

○9番（田中陽介君） お答えですか。

○12番（鈴木市朗君） いやいや、私がそれを説明させていただきたいと。私が賛成したということだね。

○9番（田中陽介君） 簡潔に。

○12番（鈴木市朗君） はい。

実は、私はこの病院賛成という形で街頭演説なり、それぞれの集会で訴えてきたことは、国土交通省が今出されています立地適正化計画ですね、これはいわゆる野洲駅を中心に半径800メートルでコンパクトシティーを形成しなさいという、そういうようなことが国土交通省から出ております。そのコンパクトシティーに関する国土交通省の交付金が10億5,000万という大きなものが出ております。しかるに、その10億5,000万のうち5,200万円は既に設計予算の一部として5,200万円が内示されております。そうした中において、これからの野洲市をやっぴりうまく作用していくには、やはり何とんでも国交省との太いパイプ、そうしたものが非常に大事になっていくんじゃないかなと。だから、そういう意味におきまして、コンパクトシティーの形成に向かって、病院建設はそれの第1弾であるというようなことを皆さんに申し上げております。ですから、私は国との太いパイプを今ここで切ってはいけないというようなことを皆さんに訴えて、やはり市民の福祉の向上を一日も早くつくり上げていきたいという思いでございますので、この件に関しまして私は賛成をさせていただきました。

以上でございます。

○ 9 番（田中陽介君） 質問の内容も最後に 1 つだけ。結果を尊重するか住民投票。

○ 1 2 番（鈴木市朗君） 田中議員の質問でございますが、私は市長選あるいは今の市会議員の選挙において、これも尊重してまいりたいと思います。

以上です。

○ 議長（矢野隆行君） 田中議員、再々質問行いますか。

どうぞ。

○ 9 番（田中陽介君） ありがとうございます。

では、再々質問させていただきます。

橋さん、野並さん、ありがとうございます。お二方の答弁から見ますと、決議はあくまでもデモンストレーション的なことで、自分たちの思いを伝える。でも、実際は法的な力はないので住民投票をする。そして、先ほど答弁いただいた賛成者の方も住民投票の結果を尊重するとおっしゃられているんですが、鈴木さんに限りましては、市長選挙ということなんですけど、条例上、住民投票の結果は、これは尊重するものであるというふうに記載されていますが、その条例よりも市長選、市議会議員選のこの後の議席のことのほうを重視するというのでよろしいでしょうか。最後にそれを問わせていただきます。

○ 議長（矢野隆行君） 鈴木議員だけやね。

○ 9 番（田中陽介君） いや、代表の方も。

○ 議長（矢野隆行君） 3 名ね。

○ 9 番（田中陽介君） 3 名、そうです。

○ 議長（矢野隆行君） それでは、橋議員、どうぞ。

○ 4 番（橋 俊明君） それでは、田中議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

要は、今回出た結果をどうするのかということでございますけども、これはあくまでも条例に明記しております、尊重するものと書いていますので、尊重すべきものというふうに捉えております。

以上でございます。

○ 議長（矢野隆行君） 野並議員、答え、よろしいですか、再々質問。

○ 1 4 番（野並享子君） 当然条例に書いているとおり、尊重するというのが基本ですの  
で。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員、お願いします。

○12番（鈴木市朗君） 私も全く同じ意見でございます。条例に従うべきものだと私は思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後3時05分 休憩）

（午後3時20分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

冒頭、田中陽介議員から発言を求められておりますので、許します。

どうぞ。

○9番（田中陽介君） 9番、田中陽介です。

先ほど、最後にちょっとデモンストレーションという言葉が一部の人の語弊を招くことがあるということで訂正、取り消しさせていただきます。デモンストレーションのかわりに、みずからの意思を表明する手段としてという言葉にかえさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 質問にあつては、関連質疑は行わないようにお願いいたします。

通告、次に16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 16番、北村五十鈴でございます。

決議第4号「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）に対して質疑させていただきます。

説明文にもある9月20日、この同じ場所で住民投票実施の請求に関する議員発議が再議の結果可決されました。ボールは選管に委ねられ、公正に御審議いただいた後、11月26日、投票日と決定いたしました。そして、10月22日の市議選へと進むのですが、その同じ定例会において、賛成議員から直近の市議会議員一般選挙で市民病院整備が争点になるのだから、そこで決着がつく。1,600万も使って住民投票をすることはないと反対討論がありました。そして、実施された選挙。果たして市民病院整備が争点になったのでしょうか。

マスコミに答えた候補者のアンケートには、賛成、反対、どちらでもない、考え中、住民投票に従う等、それぞれの意思が数字となってあらわれましたが、市民のために発行された選挙公報、もちろん選挙運動期間中も賛否を表明されない候補者が多くおられたのも事実です。しかし、私はそれがひきょうだとも間違っているとも思っておりません。反対

に、それが本来の正しい選挙だと考えています。4年に1度の野洲市にとっては大切な選挙。病院賛成・反対だけで候補者を選ぶなんてナンセンスであり、地域母体や候補者の人となり、もちろん政策や公約で有権者は選択されるもの。ましてや、市民病院構想のレクチャーさえ受けておられない候補者に賛否を求めるのは酷であり、そんな足かせは必要ないと思うからです。ですから、そもそも選挙で病院問題の決着をつけようとしたこと自体に無理があり、野洲市の課題はそれだけではないと、有権者の選択で私たちは選ばれ、また選んでいただいたのだと思っております。

それなのに今回の決議。中止を求める書面には、「選挙で民意は得られた」が最大の理由とされ、議運の説明でも「選挙で民意は得られた」、そればかりです。ましてや、9月20日、この場にはおられなかった1年生議員が筆頭説明提出者。賛成者の中にも4人が新人。また、選管の決定事項から野洲広報に掲載された見開きの住民投票のお知らせ及び各自治会には回覧板まで回されている現実の中、市民を混乱させ、1度定例会で意思決定された住民投票を中止するという決議を出されるのには、覚悟とそれなりの市民に対する理由説明があつてのことと受けとめ、以下の3点を橋議員にお伺いいたします。

1つ目、決議文及び議運でも述べておられた提出者の「選挙で民意は得られた」という背景は、何をもってそう言っておられるのか、詳しくお聞かせください。

2つ目です。提出者、賛成者を含めて5名の新人議員がおられます。中には、さきの選挙で意思を保留にされた議員も含まれますが、賛成者であるということは病院問題賛成と受けとめていいのでしょうか。

3つ目です。住民投票制度についてですが、本市の住民投票条例、いわば野洲市の憲法、まちづくり基本条例22条に鑑みて、今回の中止を求める決議は重大課題に対する市民の権利を奪っていると考えますが、見解をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員、どうぞ。

○4番（橋 俊明君） それでは、北村議員の質問に答えさせていただきます。

まず、選挙で民意を得られたという背景は何をもってそう言っておられるかということでございますけども、先ほども申し上げました、今回の市議会議員の選挙の結果によって62.14%の方が賛成を、投票をされたということでございますので、それをもって我々は判断をいたしております。国政の選挙でもそうでございますけども、これだけのパーセントを得られれば、民意は得られたものと判断されるのではないのでしょうか。私たちはそういった判断のもとに、今回、民意は下されたという判断をいたしました。

2点目でございますけども、これは私が答えていいか、ちょっとあれでございますけども、賛成者であるということは病院問題賛成と認めていいのでしょうかということでございますけども、そのようにとっていただいて結構かと私は思っております。

そして、3点目でございますけども、市民の権利を奪っていると考える、見解を聞きたいということでございますけども、これにつきましては、先ほども申し上げました。今回は、我々は市民の投票権を奪っている、いわゆる市民の権利を奪っているという決断までは至っていない。我々は苦しい決断をさせていただきました。というのは、先ほど言いましたとおり、これはあくまでも宣言的な決議にとどめた。これ以上深い議論よりも行動を起こしますと、権利を奪ってしまいますと、また市政が重大な混乱を招くものという判断のもとに宣言的な決議にとどめたということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

それでは、違う観点から3つお聞きいたします。

先ほどの主文でも述べたとおり、ここに来て中止を求める決議を出されたのが、先ほども野並議員もおっしゃっておられましたけれど、前回、反対討論をされた議員ならそれなりに筋の通った流れであると理解できますが、議員バッジをいただいてまだ10日もたっていない、新人研修さえ終わっていない新人議員各位がこんな重大な決議に名前を連ねるのは不安であると考えます。7年近くにも及ぶ病院問題、長期化を危惧する市民の声を一市民としてではなく、議員として軽々に結論が出るとお考えなのか、お伺いいたします。

次は、そもそも今回の住民投票は反対の数を問うものでも市の提案の間違いを問うものでもなく、野洲駅南口市有地に直営の市立病院が欲しいのか欲しくないのか、市民の、それこそ民意そのものを問う、その出された答えが先に進むための建設的な手法だと考え、条例に認められた権利を施行しているだけで、それでも今回住民投票をとめると主張されるのならどんな決着があるとお考えなのか、その方法論をお聞かせください。

3つ目は、先ほどの113号で住民投票の予算を認めた議員が中止の決議を出されたことはどうも筋が通らないところですが、そのところはどう考えておられるのか、どうして立たれたのか、お聞かせください。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、北村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目でございますけども、前回の議員の発議をするときに我々はまだ議員バッジをつ

けておりませんでした。そうしたことから、議員研修も受けていない、不安ではないかということでございますけども、私は選挙に対して選挙民に訴えてきたのは、しがらみのない新しい発想で議会を変えていきたいということを訴えてきました。それが今回の駅前の病院にも通じるのではないかと考えております。何か、失礼な言い方ですけども、我々は議員の1票は0.5票のように言われたような気がしてならない。1票は1票でございますので、その点はしっかりと認識を願いたいというふうに思っております。

とめる方法論ということでございますけども、もう半分とめているわけですね。先ほど言いました、宣言的な、いわゆる形で終わっている、終わらざるを得ないでしょう。それは何か。住民にこれ以上混乱を招くことは適さないという判断のもとにこのようにさせていただきました。そういった点を含めまして、このような形で落ちついたということを御理解願いたいと思います。

専決の補正でございますけども、先ほども申し上げました、専決の補正をとめることは、これは可能でございます。恐らく今の状況であれば賛成多数で通るでしょう。ただ、そうなると、また市政が混乱を招いて深くなりますので、それは避けていきたいということで、今回はこのような決議にとどめたということを御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員、再々質問。

○16番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

ただ、今おっしゃっておられたのは、立たれたのに、理屈がどうもそこはどう考えても、決議を出されて立たれているというのはおかしいというのは多分わかっただけだと思います。修正を出されるなり、いろんな方法論があったと思うんですけども、その決議を出す前に修正が出せたのではないのでしょうか。

それでは、最後にお伺いいたします。

私の1期4年は病院問題に始まり、病院問題に明け暮れ、最後は北村議員ではなく反対議員と言われ、それでも現計画のままでは財政的な将来負担が大きく、また駅前のグランドデザインもないまま、計画には反対してきました。しかし、かといって市の提案だけが悪いとは決して思っておりません。ことしだけでも議会の4度の否決にも市は一步も譲らず強気な姿勢。裏を返せば、市長にとっては議会軽視というよりは議会の存在に一目も二目も、いえ、0.5目も置いてはもらえていないあかし。そこには反対理由もばらばら、対案もばらばら。まとまっていない議会の弱点ももちろん認め、反省もしております。だ



からといって、市の対応に大きな問題があり、真の対話のない、自分と異を唱える者は排除する市長の強引さは、これまた同じく議会には受け入れられない反省すべき念がありました。結局、御迷惑をおかけしたのは市民の皆様です。その現実はどちらも真摯に受けとめなければならないのです。だからこそ、長年両者が解決できなかった市政にとっては重大な課題を直接市民に問うのが今回の住民投票です。だからこそ、粛々ととり行い、市民の出してくださった結果にお互い従うのが長くかかり過ぎたふがいなかった市であり、議会の責務であると考えます。

1つ加えるとしたら、市民の皆様の覚悟の賛成が多ければ、私たちは現計画に従い、予算は賛成します。そして、たとえ反対が多くても、私たち反対議員は病院構想を終わりにしてほしいわけではなく、もう一度無理のあるところを見直してほしいと主張しているだけのことだということを申し述べた上で、最後にこの法的拘束力のない決議を、相当の重みを理解した上で、右手には選挙での民意を主張し、左手にはみずからの意思をあらわさず、その矛盾とアンフェアをいかにお考えなのか。また、こんなにも多くの新人議員が理に合わない提案をされ、まるでパフォーマンスのようなこの現実をどうお考えなのか、最後にお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、北村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、私ら新人議員にとりましても、それだけの支持者も支援者も投票もいただいておりますので、それを単なるパフォーマンスと言われるのは心外でございます。その表現が非常に抵抗があります。逆に言われたら、言われたら、人間はやっぱり一生懸命頑張ってきた、それを評価されるものであって、パフォーマンスと言われるのは非常に心外であります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告3号、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）について、橋議員のほうに5点質疑させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお伺いいたします。

まず、1点目ですが、そごについてお伺いいたします。

先ほどの採決されました議第113号、歳出における住民投票実施にかかわる経費の計上が含まれていますが、本決議案による中止を求める決議を出す以上、予算の修正動議を

出された上で本決議案を提出されるのが通常であると当職は考えます。議第113号に今回賛成の立場の方が提出されているということについて一貫性がないと当職は考えますが、まずは1点目、その点について橋議員に質問をいたします。

2点目ですが、提案理由を読ませていただきますと、その中で、中段ぐらいになりますが、「これまでの市民、市議会、行政の市民病院整備に係る議論を否定」とありますが、これはどういうことなのか、具体的に、詳細にお伺いいたします。

3点目ですが、この住民投票制度は市民が直接市に考えを表明できる制度であります。開かれた市政が反映できるものであり、中止を求める決議は当職は理解はできないのですが、その点について見解を求めます。

4点目ですが、この中止を求める決議案を今回提出される以上、本件市民病院整備計画について知識を有するものと思慮いたしますが、本件整備事業は大変専門性が高く、この整備計画の枢要となる収支計画について、今回提出されていますが、提出されている提出者、賛成者の方々は本件にかかわるリスクについて十分理解した上で本決議案の提出に臨んでいらっしゃるのか、それともまだこのリスクについては十分理解していない上で提出されているのか、その点、二者択一で回答を求めるものであります。

最後に、5点目ですが、先ほどの提出者答弁の中で、法的にとめることは市民に混乱を起こすことになる、市民に混乱が想定されると答弁がありました。であれば、素直に解釈すれば、今回本決議案を提出されていますが、名前を削除されてはどうかと、取り下げられてはいかかかと純粹に思うのですが、その5点について質疑を求めるものであります。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、稲垣議員の質問にお答えをさせていただきます。余り詳細に内容が変わっていませんので、今メモただけでございますので、十分に答えられるかどうかわかりませんが、お答えをさせていただきます。

まず、先ほどの専決補正の関係でございますけれども、修正動議を出してやったらどうかということで、一貫性がないのではないかなということでございますけれども、先ほども答えていますとおり、それをすると、やはり深い溝が残ってしまうという思いで我々は考えてきました。やはり今までの市民病院に対する市当局と議会との深い溝といいますか、そういったものがさらに深まるのではないかなということを経験的に判断いたしまして、今回はあえて専決補正には賛成を示して、このような形になったというふうに理解を賜り

たいと思います。

2点目はちょっとわかりにくかった、後でまたお尋ねしたいと思いますが、整備計画の収支計画のリスクでございますけども、100億の、経営についていろいろなリスクがあるかと思っておりますけども、我々も100%理解しているところではございませんので、おいおい勉強しながらある程度フォローをしていきたいなというふうに考えています。100%を求められると、今まで議員さんのようなこと、これから学ぶべき点もございますので、そのような点も踏まえて今後学んでいきたいなというふうに考えています。

5点目、混乱が生じるということであれば取り下げてはどうかという点でございますけども、この点につきましては、我々も選挙期間中、何とか病院問題を決着をつけると言ったら語弊がありますが、何とか前向きに進めていきたいということもございました。そういったことを考えて、今回、このような決議文で出させていただいたということで、取り下げをすると、我々が選挙期間中、選挙民の方に訴えてきたものが否定することになりますので、そういったことは避けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。2番目の質問を少し1回繰り返して、こちらで。

○10番（稲垣誠亮君） 質疑したんですが、2点目と3点目の。

○議長（矢野隆行君） もう一度確認、こちらでしてください。

○10番（稲垣誠亮君） もう一度ですか。

○議長（矢野隆行君） はい。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

○議長（矢野隆行君） お願いします。

誠亮議員お願いします。

○10番（稲垣誠亮君） 2回目になるんですか。

○議長（矢野隆行君） うん、2回目でお願いします。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、2回目の質疑を橋議員にお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） ゆっくり質疑してください。

○10番（稲垣誠亮君） ちょっとゆっくり話させていただきますので。

先ほど、2番目と3番目がちょっと回答抜けていましたので、もう一度読ませていただきます。それにつけ加えて、今、橋議員の答弁に対しても再質問を3点加えさせていただきます。

きますので、5点について再度質問に回答いただきたいと思いますので、どうかよろしく  
お願いいたします。

まず、先ほどの2点目抜けました点ですが、これは提出されていますこの提案内容をそ  
のまま抜粋したもので、これはどちらの、誰がつくられていらっしゃるのかはわから  
ないんですが、そのままの文章を読みましたので、ちょっと回答できると思いますので、  
再度ちょっと読ませていただきます。

まず、1点目ですが、提案理由の中で、中段に記載されていますが、提案理由の中で  
「これまでの市民、市議会、行政の市民病院整備に係る議論を否定」とありますが、これ  
はどういうことなのか、具体的にお伺いしたいと思います。橋議員、よろしいでしょうか。  
それでは、2点目についてお伺いいたします。

今回、この住民投票というのは市民が直接市に考えを表明できる制度であります。開か  
れた市政が反映できるものであることからすると、中止を求める決議は当職は理解できな  
いのですが、その点についてお伺いいたします。

2点目までよろしいでしょうか。はい。

それでは、3点目お伺いいたします。

今回、再答弁を受けまして、修正動議も実際のところ検討された。ただ、その修正動  
議を行った場合、深い溝を残すというふうに答弁がありましたが、先ほど選挙で立候補し  
て勝ち上がってきたということも考えておっしゃっていましたが、その市民の方々に住民  
投票を取りやめる、僕らの立場からすると、取りつぶすというような、やっぱりどうして  
もそういう表現にはなってしまうんですが、住民投票を取りつぶすというような、例えば  
先ほど座談会、選挙中、演説会をされたとおっしゃっていましたが、住民投票を中止する、  
こちら側からのどうしても行いたい立場からすると、取りつぶすという表現になっ  
てしまうんですが、住民投票を取りやめることに関して市民の方に一度でも対話をされたのか、  
公約、お話をされたのか、その点についてお伺いできればと思います。

3点目よろしいでしょうか。はい。

それでは4点目、お伺いいたします。

こちらはちょっと今回の決議の質疑に対してちょっと一部脱線することもあるかもしれ  
ませんので、もし回答いただけるようでしたらいただきたいと思います。

今、橋議員の答弁で、リスクについては100%は理解していないと、これから学習し  
ていきたいというふうな答弁がありましたが、今後、この整備計画が進んでいく中で、そ

のリスクの振りが仮に大きくなった場合、賛否についてぶれる、変更する可能性があるのかないのか。このリスクを学習されると言いましたけども、リスクがどれだけ広がっても方針は変わらないと。何が何でも建設するんだと。ただ、リスクによっては変更する可能性があるのかどうか。当然リスクを学習されるということを今答弁いただきましたので、その点について4点目はお伺いしたいと思います。

4点目、よろしいでしょうか。はい。

では最後に、5点目、済みません、この4点でオーケーです。この4点で結構ですので、再度答弁をお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員、4点目のリスクは関連質疑なんで、答えられなかったら答えられる範囲内をお願いします。

どうぞ。

○4番（橋 俊明君） それでは、稲垣議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますけども、この決議書に書かれています「市民、市議会、行政の市民病院整備に係る議論を否定し」と、こうありますけども、その具体的な内容を聞かれておりました。それは、建設的な意見を、対案を指し示さないままの提案であったということで、今まで積み重ねた議論をないがしろにしとるのではないかなというふうに私も聞いておりますので、そういった形で考えております。

2点目、住民投票の表明でございますけども、中止を求めるということで理解できないということでございますけども、我々も中止を考えていました。中止を求めるとか、本来的な手段を実行しますと、やはり市民の間にいろんな問題が生じてまいりますので、それを避けたい。これ以上問題を大きくしたくない、すべきではないという判断のもとにこのようにさせていただいたものでございます。

修正動議もある程度考えられるのではないかと。そういったことも深い溝が生じるということで、私、話をさせていただきました。住民投票を取りつぶすという考えはございません。一度でも市民の方にそういった話をされましたかということでございますけども、私は、いろいろ選挙の中でお世話になった女性の方と1度、先週の土曜日でしたかな、対話を持ちました。その中で、実はこういう話もありますということで、その土曜日の時点ではまだ結論は出ておりませんでしたので、それについては会派の中なりで相談して方向性を決めたいということは申しておりました。ただ、先週の土曜日でございますので、とてもまだ結論が、十分議論を重ねておりませんでしたので、ということでございます。

特に財政的な御質問でございますので、リスクの振り幅があると。内容によって変更の可能性は、変更といいますより。

(「本計画が進んでいく中で、はい、どうぞ」の声あり)

○4番(橋 俊明君) 計画を進めていく中で、計画の見直しなり、そういったものは考えているかということでございますけども、これはおっしゃるとおりリスクの振り幅によって変更も可能だということ考えています。ただ、根本的な考えは変わらないと思いますけども、今まで問題になっている点は、この振り幅によって内容は当局のほうに提案すべきものが当然あると思いますので、そういったものについては会派の中で議論をして、当局のほうにそういったものを含めて提案をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(矢野隆行君) 稲垣誠亮議員、再々質問です。はい、どうぞ。

○10番(稲垣誠亮君) 答弁ありがとうございました。橋議員、自分のお言葉で、自分の言葉としてしゃべっていただいて、誠意を感じております。

わかりました。まず、リスクの振り幅によっては賛否を変えることが、可能性を認めていただきましたので、その点は当会派としても評価したいと考えております。

最後に、1点質問を行いたいんですが、今の橋議員の答弁の中で、先ほど、最初に、2回目の質問でお伺いしました、これまでの議論を否定するものがあるが、これはどういうことなのかという問いに対して、病院の対案について言及はされましたが、この対案についてはさまざまな場、例えば前議会の最大会派の広報誌、議会の内容の中でもよく出てきますが、広報誌が一般質問の内容、私も病院問題の一般質問は毎回欠かさずしているんですが、あとは個人で広報等もよくは出してはいるんですが、あと複数の反対派の議員の方も広報誌を発行していましたが、まずはその発行されている対案については御存じであるのか。また、当然今言及されましたので、それについての評価も当然大なり小なりお持ちだと思いますので、もしちょっとお答えがいただけるようでしたら答弁を、簡潔でも構いませんので、いただくと幸いです。あくまでも、これ南口、公務員型の直営のパッケージ型の今回提案でありますので、そのような中で今日まで議論が進んでいるということも踏まえて、最終答弁をいただきたいと思います。

答弁を終わるに当たって、これ相互に今質疑が終わる中で、賛成派、反対派、それぞれ住民投票の結果を尊重すると相互に答弁が出ていますので、いい方向に進むことを当会派

としても願っておりますので、それで締めくくりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員の質問、関連質問になりますけれども、橋議員のほうは答弁よろしいですか。

じゃあ、橋議員、どうぞ。

○4番（橋 俊明君） それでは、稲垣議員の再々質問につきましてお答えをさせていただきます。

今、対案が出されている、私どももある程度、詳細な内容までは、正直申し上げて初めての選挙でございましたので、もう選挙に没頭しておりましたので、申しわけないですけども、そこまでは十分にあれでございますけども、ただいろんな、南口ではだめだ、場所についてもいろんなこともおっしゃってました。建設のほうにも聞いておりました。そういった点も踏まえて、まだ恐らく私どもが評価するまでに至っていない。これから、新誠会まだ立ち上げて9日足らずでございますので、そういったことも含めて、今後の課題も含めて議論を重ねてまいりたい。結論を出すにはまだ早急であるということを御理解願いたいと思います。

これからも、新誠会のセイは誠でございますので、誠心誠意を持って今後も一生懸命頑張っていきたいということをお誓い申し上げて答弁とさせていただきます。

最後は申しわけございません、中途半端な発言で申しわけございません。

○議長（矢野隆行君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、決議第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております決議第4号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時59分 休憩）

（午後4時10分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

第3番、長谷川崇郎議員。どうぞ。

○3番（長谷川崇郎君） 第3番、長谷川崇郎です。

「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）ですね、この原案に対して、私、反対の立場で討論させていただきます。

住民投票は必要です。私は、今回、住民投票で市民の意思を聞き、駅前病院を進めるかやめるかを判断すべきだという立場で立ちました。本決議で住民投票の中止を要請するのはおかしいということを説明したいと思います。

住民投票の中止要請に署名した議員の中には、市議選挙の際、立場を表明しなかった人がいます。質問の中でも出ていましたが、それが私も悪いとは全然思っておりません。市議の資質というのは病院問題だけで判断されなくてもいいと思うからです。そこに対して、私はそれが悪いと言っているわけではないです。でも、にもかかわらず、選挙が終わった途端に病院賛成という立場を鮮明にし、賛成議員が多くなったので、それをもって住民多数の意思だから住民投票はしないでも駅前病院を建てるべきだと言っています。これは非常におかしいと思います。

データの話です。そもそも選挙中、マスコミのアンケートに対して、病院反対及び意思表明をしなかった議員数、当選議員の数ですね、これは18名中9名、ちょうど半分です。そして、その得票数は半数以上であります。数字を読み上げます。当選議員の総票数は2万2,513票。駅前反対及び意思を表明しなかった議員の総票数は1万2,001票です。過半数以上であります。

続けます。また、住民の意思という意味においては、有効票数でも考えることができます。有効票数は2万4,181票中、駅前病院反対及び意思を表明しなかった候補者ですね、候補者の総数で見ても1万3,252票と、過半数以上であります。

今、3つの指標を指しました。どの指標を見ても、病院を建てるのが過半数の市民の意思と明確に言えるものではありません。よって、そもそもこの議決の中にありますキーになっている文章ですね、「市民の意思は示された」と断言されているのはおかしいです。その3点の事実を照らして、おかしい内容で決議されるのもまたおかしいです。

私はこのように市民の意思が明確でない状態を解消するためには、ここまで長い間、議会の皆様、過去の議員の方々、一生懸命議論してきました。ここまで長い間はっきりしな



かった駅前病院問題に対しては、住民投票を行って市民が市民の意思を示せる場を設けるべきだと思います。

この私の発言をお聞きいただいても、なおこの決議に賛成される議員の方は、住民投票を中止して市民の意思を表明する権利を奪っているわけです。このことについての説明を今言った3点のデータを踏まえて、市民に説明する覚悟を持っていただく必要があると私は考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 6番、岩井智恵子でございます。

「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）について、賛成討論をいたします。

先ほど来、賛成議員が言っておりますとおり、住民投票をこの後に及んで取り下げるものではありません。ここはきちっと申し述べておきたいと思います。しかし、私ども市議会選挙後、多くの市民から、現議員の状況を踏まえて、税金の無駄遣いだ、今何でやるのなどなど、多数の声が寄せられております。これも事実でございます。住民投票は実行されることを、私は言われた市民には言っております。決して住民投票がないことはない、ちゃんとこれはされるんよということは必ず言っております。ただ、私も私自身が住民投票はもちろん尊重されるべきものと思っております。市民の健康と命を守るために、市民の視点に立って、これ以上乱すことですね、これを避け、整備は粛々と、それでも私は進めるべきだと思っております。

ただ、病院建設に反対されている議員の皆様が、6月議会で附帯決議を軽々しくつけ、その機会をみずから逃し、市議会選挙後の終了したこの時期にこのような住民投票が遅くなったこともやはり認識をされて、反省されるべきではないでしょうか。そのことによって、多くの住民が惑わされ、今この時期に何でやるの、税金の無駄遣いじゃないの、前のときはこんな声はなかったです。今になっても寄せられる声はその声ばかりなんです。そのことも、やはり時期ということもよく考えていただきたいと、私はそのように思っております。

一番考えなければならないのはやはり市民の声を届けること、それは一番のモットーでありますので、やはりこの住民投票も尊重されるべきでありますので、しっかりと、ここでいがみ合うのでもなく、市民が、またあるいは議会の皆さんが真剣に考えてみるべきだ

と私は思います。

これで賛成討論とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 次に、第17番、荒川泰宏議員お願いします。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏でございます。

それでは、ただいま議題となっております決議第4号「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）について、反対の立場から討論を行います。

さて、今般出されました決議案によりますと、まず6年間市民、議会、行政一体で検討し、進められてきたものが市民病院整備計画であると言われておりますが、そもそもこの病院整備問題は平成23年4月11日に現野洲病院から市に対し新病院基本構想2010が提案されて始まりました。その後、市長は市民病院を整備するにはその場所を野洲駅南口市有地とし、運営の方法を市の直営とするパッケージの提案を続けられており、駅前南口市有地以外の選択肢はなく、それ以外であれば病院はつくらないと言ってこられました。このパッケージが基本として進められてきた計画に、市民や議会が異論を呈するすき間がどこにあったでしょうか。このように、決して市民、市議会、行政が一体となって検討され、進められてきたものではないということは明らかであります。

次に、この決議案によりますと、昨年10月の野洲市長選挙でも新病院の建設を公約に掲げた現市長が当選したことで民意が示されて、本年10月22日の市議会議員選挙でも新病院の是非が問われ、結果は新病院の建設を求める候補が多数当選し、民意が示されたと言われておりますが、昨年の市長選挙で、現市長は、病院問題は解決済みで市長選の争点ではないと言って選挙をされました。また、本年の市議選では何人もの候補が病院問題を掲げて選挙されましたでしょうか。多くの候補はあえて病院問題には触れず、また住民投票の結果を尊重するといった選挙活動をされておりました。改選後、一度も審議されていない状況において、何を根拠に新病院の建設を求める候補が多数当選したと言われるのか、また何の根拠もなく、なぜ市民の意思が示されたと言われるのか、不思議でなりません。

また、決議案によりますと、住民投票実施の議員発議に関し、市議選の直前でもあり、改選後の市議会に委ねるべきと言っておられますが、住民投票に対して、市長は既に平成29年6月定例会に病院計画の是非を問う住民投票を実施するための補正予算を提案されておられ、そのときに計画された実施日は8月27日でありました。住民投票実施の議員

発議では、市長の再議がなければ10月1日か8日に実施が可能でありました。いずれの時点においても市議選の直前であったと言えます。

また、改選後の議員に委ねると言われますが、改選前に既に6回も否決されて、既に否決と決まっている議案を改選後の議員に委ねるということは、民主主義の原則に反することであります。

なお、改選後は新人議員の方が8名おられます。そもそもこの新人議員8名の皆さんに何ら病院事業の説明もせず、病院整備事業に賛成か反対かと判断せしめるのは性急すぎるのではないのでしょうか。

最後に、住民投票実施には約1,600万円の費用が必要であり、貴重な税金を地域の福祉の向上に回すべきと言っておられますが、住民投票実施に費やす費用があたかも無駄であると言われるのは、市民に対しての愚弄ではないのでしょうか。唯一市政に対して直接民意としての意思表示ができる権利を剥奪する行為であると思います。貴重な税金であるがゆえに、市の重要案件である病院整備事業について市民に直接真意を問うことが、まるで無駄な行為のごとく扱われる提案者に真を問いたいところであります。

なお、このたびの住民投票を行うに当たり、既に11月1日発行の広報やすや自治会を通じた回覧板にて周知されている中、選挙管理委員会の皆さんや担当されている市職員に対しましても失礼なことであると申し上げ、決議第4号「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）についての反対討論といたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 決議第4号「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）に対する賛成討論を行います。

駅前に市民病院の建設というのは、6年余り市民、議会、行政や専門的な方々が検討を重ねてきて決められてきました。何より市民の命と健康を守るために、中核的な医療機関が必要ということで県も認め、進められてきました。そもそも住民投票というのは、市と住民の意見が乖離しているとき、住民から請求することが前提の住民投票条例でした。しかし、市長と議員との乖離などがあると想定され、市長にも議員にも発議権が認められていました。

この条例の4条で、投票資格者はその総数の4分の1の者の連署をもって請求できるとあり、今、野洲で言うならば、6,045人の署名があれば即実施できます。また、総数

の50分の1の者の連署をもって請求することができということで、それならば484人の連署で請求ができ、市長は意見をつけて議会に付議して、過半数の賛成で実施されます。

今回、3項の、市議会は議員定数の12分の1以上の賛成者を得て提案をする。そして、過半数の賛成により議決したときは実施することができる、請求することができるということでもあります。今の市議会と言うならば、2人以上の提案で請求することができたということでもあります。

また、市長はみずから住民投票を発議することができるということで、6月議会には市長がそれを、発議はしていません、予算をつけました。この6項で、請求があれば実施しなければならないということになっております。ですから、市長が予算を提案して、8月27日の投票で行うということを発言いたしました。このとき、市長の提案どおりで実施されていたなら問題はありません。しかし、議員3名の連署をもって、結果において市長の進退を問う附帯決議が提案され、賛否同数で議長裁定で可決されました。住民投票に条件をつける決議というのは民主主義に反します。このような中で、市長は住民投票の実施をやめられました。

この附帯決議は何を意味するのかおわかりかのように、反対が多ければ市長をやめよということでもあります。6月議会の附帯決議に何ら対処することなく、白紙の状態だと提案をされました。8月30日の議会冒頭での採決が求められましたが、委員会付託を議運で決定をし、委員会で審議され、本会議で可決され、しかし市長から再議が出されましたが、9月20日の本会議で再度可決されました。そのときの質疑でも、市議選までに住民投票の実施は日程的に無理があり、10月には市議会議員選挙が行われ、議会の構成も変わることから、次期議会に委ねるべきだと発言をいたしました。駅前には病院建設を反対される議員によって住民投票の請求が可決されました。可決されたことにより、市長は選管に指示を出し、選管から告示日や投票日が発表され、進められています。

昨年10月の市長選挙でも、駅前に市民病院の建設を進めてきているという、その市長が再選、当選され、市民の民意は明らかになりました。また、今回の市議選の結果は、病院賛成派の議員が多数を占め、前議会の状況とは変わっております。

今、今回の質疑の中で、選挙のときに態度を示していないということで、票数など、さまざまな数字を出されました。しかし、この質疑を聞いておられたらおわかりのように、態度を表明されていない議員の方々がこの駅前での病院建設には賛成だとおっしゃったではありませんか。今、皆さん、この質疑を聞いておられたのでしょうか。こういった形で

今回質疑の中でも民意は明らかになったのではないのでしょうか。

住民投票の実施には約1,600万円の費用が要するため、多くの市民の方から、道路を直してほしい、歩道を直してほしいとか、いろんな声を聞き、福祉の向上のために使ってほしいと言われております。住民の意思を問うこと、住民の投票する権利を主張されるのであるならば、6月議会の際になぜ附帯決議を提案されたのでしょうか。なぜ市長の進退を問うような条件をつけることをされたのでしょうか。

今回、住民投票は市民の権利であり、中止は権利を剥奪すると主張されている方々が、6月議会で住民投票をねじ曲げられた方々もおられます。きょう発言された方の中にもおられます。常設の住民投票条例では、市議選を挟んで議員発議が実行されるなど想定されておらず、取り下げる条項はこの住民投票条例にはありません。議員発議をする場合、任期中に議論が出るのが前提であろうかと考えます。市長が住民投票をやめられたのであるならば、7月中に臨時議会を求め、議員発議を行い、9月中に実施をしておればよかったのではないのでしょうか。

今回、想定を超えた議員発議により、新しい議会が対応する状況となっています。そのために、市民の方々から中止を求める声が多く出ている中で、新しい議会議員が住民投票の中止を求める決議を提案いたしました。既に投票日も決まっている状況の中、市民の間に混乱させるというのではなく、法的な拘束力のない決議ということにいたしました。

今後、住民投票において、賛成の意思を示してくださる市民の方々と力をあわせ、駅南口に早期に病院建設を進めていけるように頑張っていきたいと思っております。駅前に病院は要らないと言われる方々の次なる案はばらばらです。とても早期にまとまるような状況ではありません。駅前だからこそ誰でもどこからでもバスや電車に乗れば乗りかえなしで病院に行ける。便利なところこそ病院は必要です。みんなが利用すれば赤字にはなりません。

以上、本決議に対する賛成討論といたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 稲垣誠亮です。

それでは、決議第4号「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）について、原案に対して反対の立場から討論いたします。

本決議案は、野洲市の中核的医療の継続を前提とした医療行政の方向性について、市民の声を直接聞く機会を剥奪するものであり、重大な問題があると言わざるを得ません。主権は市民にあり、市長を初め、我々議員も市民に選ばれ、市民のために働くためここに

ます。現在反対されている約半数の市民の声を無視するやり方を容認することはできません。

提案者の説明にある賛成派の議員が選挙で多数当選したから民意は示されており、既に議会で決定されている住民投票で、もはや市民の意見を聞く必要はないとする議案、決議案提出者の姿勢は浅慮ではないでしょうか。万が一住民投票が中止となり、今後、数にものを言わせ病院予算を可決し続ける事態に陥れば、市の政策に反対の立場をとる多数の市民感情を憤慨させるものとなり、市民の議会に対する信頼をみずから瓦解させることにつながってしまうことを憂慮しています。

財政難の中、100億円を超える大きな事業に市民の不安と疑問は高まり続けています。リスク説明を考慮しない強気の市長方針がある一方、過去、政策調整部においては人事異動させられた多数の良識派職員が憂慮したように、病院運営上のリスクが一定存在する以上、その方向性を市民が決定することに何の不思議はなく、住民投票の実施は当然の流れであります。自信を持って推進できる事業であれば、なおさら住民投票を実施し、市民の明確な同意を得て進めればよいのではないのでしょうか。

私は市の計画については現在修正を求める立場にいます。しかし、もしかしたら現在の計画に賛成という声が市民の中には多いのかもしれませんが。だから、どちらが多数なのかを見て、多数の声を尊重する住民投票をやりましょうと提案しているだけなのです。市民がみずから野洲市の方向性を決定するという観点から見れば、費用対効果は十分担保できると思われれます。賛成多数の場合は、当会派としては方針を転換し、12月定例会において病院予算に賛成することをここに誓約するものであります。

認めるべきは認め、考え直すべきは考え直す。是々非々の立場において、今後、議会への厳しい視線に向き合い、市民の信頼を取り戻し、新生野洲市を住民投票後再出発しようではありませんか。中止決議を出されていますが、先ほどの質疑の際、提案者の中から、住民投票を否定するわけではなく、頑張るという声もありました。住民投票にブレーキをかけないためにも、全議員18名でこの住民投票を成功させようではありませんか。

以上、議員の良識ある判断を心から願い、反対討論とします。ぜひとも住民投票を成功させましょう。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

決議第4号「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の住民投票の中止を求める決議（案）については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（矢野隆行君） 御着席お願いいたします。

起立多数であります。よって、決議第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後4時41分 休憩）

（午後4時45分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、山仲市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成29年第5回野洲市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会は1日間の短い日程ではありましたが、市議会議員選挙後における初議会として、議会におかれましては、議長、副議長を初めとする各役職の選出、各委員会の構成など、今後の議会運営にかかわる重要な事柄を決定いただきました。このたび、新たに選任されました正副議長を初め、各委員会の正副委員長の皆様につきましては、御就任まことにおめでとうございます。おめでとうございます。

○議長（矢野隆行君） ありがとうございます。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆様とともに、元気と安心を伸ばすまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

本日提案いたしました野洲市一般会計補正予算の専決処分の3件、人事案件2件について、慎重な御審議の上、いずれも原案のとおり御承認をいただき、まことにありがとうございます。

さて、冒頭の挨拶でも述べましたが、野洲の元気と安心を伸ばすため、子育て支援など、各種事業に取り組んでおります。長年滞っていた国道8号バイパスや湖南幹線整備を含め、いずれも相当の進捗が見られています。ただし、市民病院整備事業に関しましては、その

成否は病院という施設にとどまるものではなく、市内に健康と医療の機能が残るかどうか  
が問われている重要な事業であります。これまで何度も申し上げてきましたとおり、民間  
病院である野洲病院の施設等は限界に来ています。滋賀医科大学からの医師派遣を含め、  
野洲病院での医療は新病院への展望と使命感によってかろうじて保たれている状況であり  
ます。既に施行しております野洲市病院事業の設置等に関する条例に基づき、引き続き取  
り組みを進めてまいりたいと考えております。

今月26日、投開票で市民病院に関する住民投票が予定されております。住民投票の結果が明らかになった後の今月29日には第6回定例会が開会される予定ですが、議  
会運営委員会が22日に予定されており、それ以前に全ての議案の調整を終えている必要  
があることから、定例会には従前の枠組みと同様の考え方に基づく市民病院整備に係る一  
連の予算の再提案を行う予定であります。

寒暖の差の大きい時節柄、議員の皆様におかれましては健康に十分御留意をいただき、  
市政運営に一層の御活躍をいただくことをお願い申し上げます。

議員の皆様、長い1日まことに御苦勞さんでありました。閉会の御挨拶といたします。

○議長（矢野隆行君） ありがとうございます。

これをもって平成29年度第5回野洲市議会臨時議会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。（午後4時49分 閉会）



野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年11月9日

野洲市議会臨時議長                      鈴木市朗

野洲市議会議長                          矢野隆行

署名議員                                  東郷克己

署名議員                                  山崎敦志